

環境影響評価書案審査意見書

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：東武鉄道株式会社

代表者：取締役社長 根津 嘉澄

所在地：東京都墨田区押上二丁目 18 番 12 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業

種 類：鉄道の改良

3 対象事業の事業区間

起 点：板橋区板橋二丁目

終 点：板橋区仲町

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。
- 2 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。
- 3 工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音について、高さ方向の予測結果が一部現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

【廃棄物】

既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率等を予測・評価すること。